

水生生物保全環境基準類型指定専門委員会の審議状況について

「水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について」は、以下により今年度から新たな水域を対象に見直しの検討を行っているところ。

1 水生生物保全環境基準類型指定専門委員会第 13 回(平成 20 年 8 月 26 日)

以下の検討対象水域に係る概況説明

- ・相模川、富士川、天竜川、木曽川、揖斐川、長良川、淀川、神崎川、猪名川、木津川、その他それぞれ河川に係る自然湖及び人工湖（以下、同じ）

2 水生生物保全環境基準類型指定専門委員会第 14 回(平成 20 年 11 月 26 日)

(1) 検討対象水域における冷水域、温水域の区分案について審議

→検討対象水域について、提案した A 類型及び B 類型の区分案について審議を行った。

(2) 検討対象水域における産卵場・生育場の状況説明

- ・検討対象水域における保護水面、人口産卵床等の状況
- ・検討対象水域(琵琶湖を除く)における産卵場・生育場に適した水域(河床材料、水温等の整理)の検討状況

3 今後の予定

水生生物保全環境基準類型指定専門委員会第 15 回(平成 21 年 3 月 11 日(予定))

- ・琵琶湖における産卵場・生育場の状況説明
- ・水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について（第 3 次報告案）の取りまとめ

上記報告案について了承が得られれば、パブリックコメントを実施予定（3～4 月にかけて）